

## 1. 向日市の特性と緑の概況

### (1) 向日市の特性

#### ① 自然的条件

本市は、京都市の南西部に位置し、平成21年～30年の年間平均気温は、15.7～16.9℃、降水量が1,186～1,781mmと、気候はおおむね温和で過ごしやすい条件のもとにあります。

市域面積は7.72k㎡で、西側に標高35～80mの丘陵地が横たわっており、東部に桂川の氾濫源からなる低地帯が位置します。最低部は新幹線沿線で標高約13m、最も標高の高い市北西端で標高約100mです。

市の中央部及び西側にひろがる市街地の多くは、段丘地形の上に立地し、標高も東側の市街地に比べると高いものの、全体としてみると、急峻な山地や丘陵地がなく、市域全体が可住地といえる低平な地形環境を有しています。

水系としては市域の北西から南東にかけて、寺戸川、石田川等の小河川がいずれも市街地を抜け、西羽東師川へ流れ込んでいるほか、市域南部には一級河川淀川水系小畑川が長岡京市と本市とを分けて流れています。ため池は、向日丘陵の谷合いに一部みられます。

植生をみると、一団の樹林がみられるのは向日丘陵のみであり、しかもその大半は竹林となっています。主要な道路沿いの竹林は、タケノコ栽培も積極的に行われ管理水準も高くなっていますが、アクセスの悪い竹林は放置されるところが多く、立ち入りできないところもみられます。一方、竹林とともに広い面積を占めるのが水田・畑です。中でも水田は市街地周辺の市街化調整区域内に一団となって分布しています。畑は小規模ながら、市街地内の各所に点在しており、一部は果樹園となっています。

表 1 植生状況(植生現況量の計量)

単位：ha・%

区 分	市街化区域			市街化 調整区域	都市計画 区域	
	人口集中 地区	①を除く 区域	小計			
	①	②	①+②=③		④	③+④=⑤
自然林	—	—	—	—	—	—
スギ・ヒノキ等の植林地	1.96	—	1.96	—	1.96	1.0%
クヌギ・コナラ等の二次林	—	—	—	—	—	—
竹林	7.94	0.17	8.11	78.38	86.49	42.7%
ススキ・ササ等の草地	—	—	—	—	—	—
水 田	7.02	5.46	12.48	88.09	100.57	49.6%
畑	4.42	0.76	5.18	7.49	12.67	6.3%
果樹園	0.46	—	0.46	0.23	0.69	0.3%
裸 地	0.10	—	0.10	—	0.10	0.1%
合 計	21.90	6.39	28.29	174.19	202.48	100.0%

注：都市計画区域の右欄は合計に占める割合

出典：向日市「都市計画基礎調査（平成15年）」

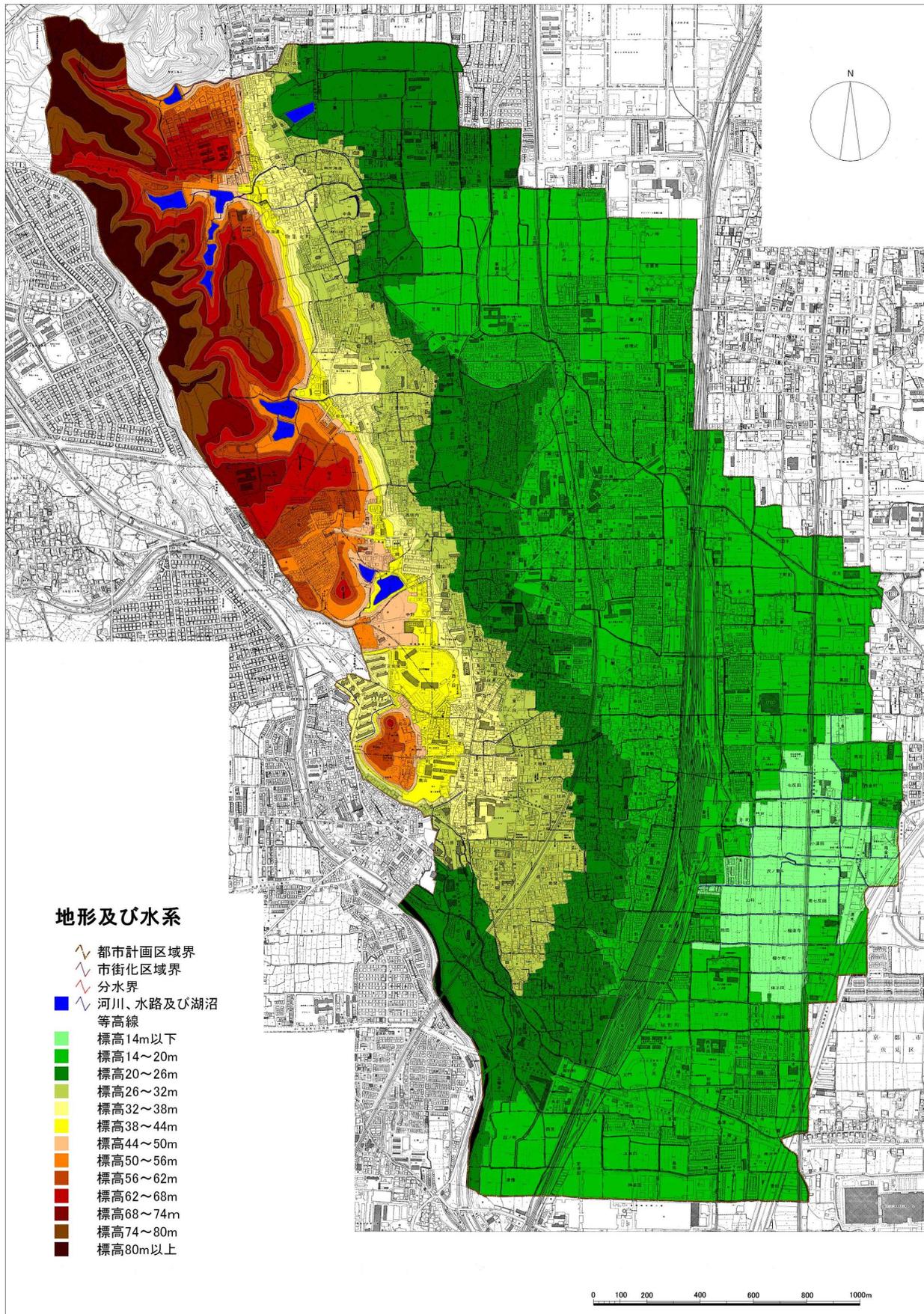


図 1 地形及び水系図

出典：向日市「都市計画基礎調査（平成15年）」

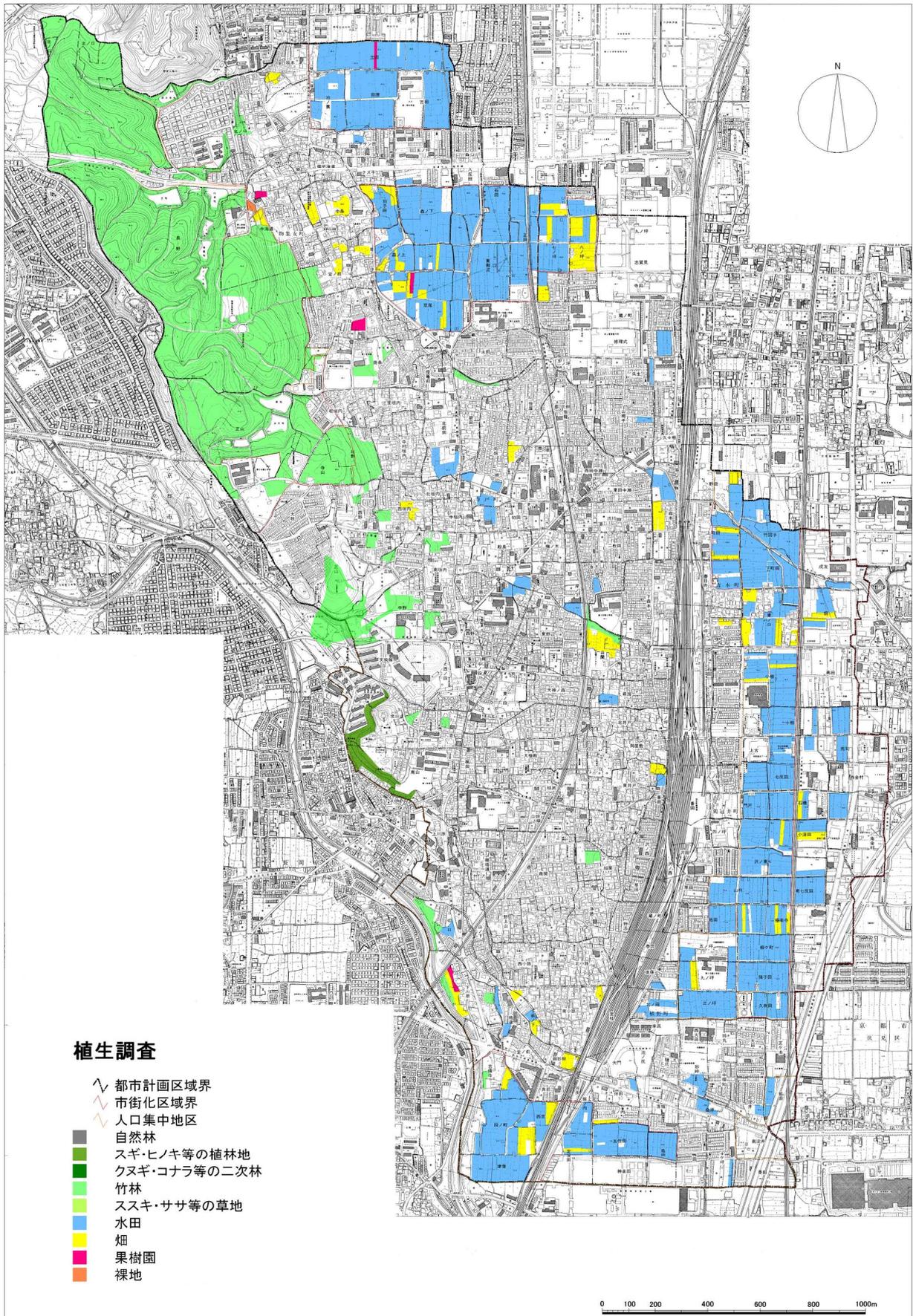


図 2 植生図

出典：向日市「都市計画基礎調査（平成15年）」

## ② 社会的条件

### i) 人口・世帯

人口は、都市化に伴い、昭和30年代後半から昭和50年代、とくに昭和40年代前半をピークとして急増してきましたが、その後昭和55年以降、50,000人を越えた頃から平成18年頃まで横ばいの傾向が続きました。

その後、人口は、少子高齢化が進んできた影響で減少傾向となっておりますが、ここ数年は市の北部開発に伴い増加しており、令和2年4月1日現在の推計人口は56,155人、世帯数は23,225世帯となっております。市域面積7.72km<sup>2</sup>に対し、人口密度は7,274人/km<sup>2</sup>であり、京都府下最高の過密都市といえます。

### ii) 土地利用

土地利用についてみると、市域全体では、自然的土地利用が約3割、都市的土地利用が約7割となっております。都市的土地利用を項目別にみると、市街化区域における住宅用地(244ha)が最も多く、次いで、道路(109ha)や公共施設用地(48ha)となっております。

自然的土地利用としては、田(73ha)と竹林を含めた山林(83ha)が多くみられます。田畑は市東部の平坦に多く分布しますが、東西1.2kmの間に、阪急電鉄、J R 東海道本線、J R 東海道新幹線、国道171号が通り、この地域も宅地へと変貌しつつあります。

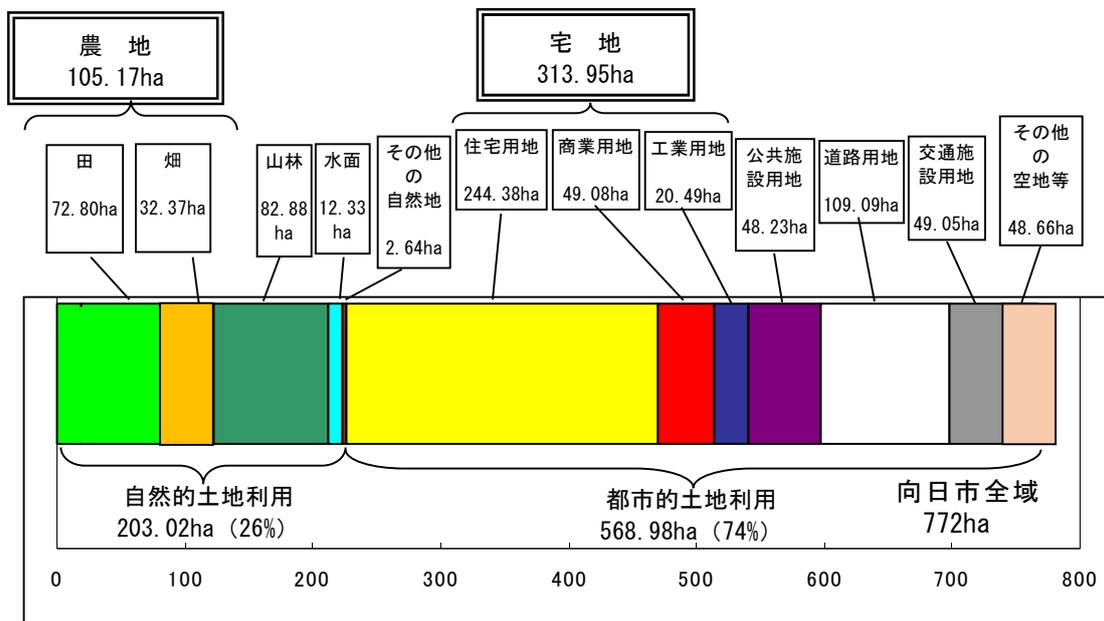


図 3 土地利用状況

出典：向日市「都市計画基礎調査（令和元年度）」

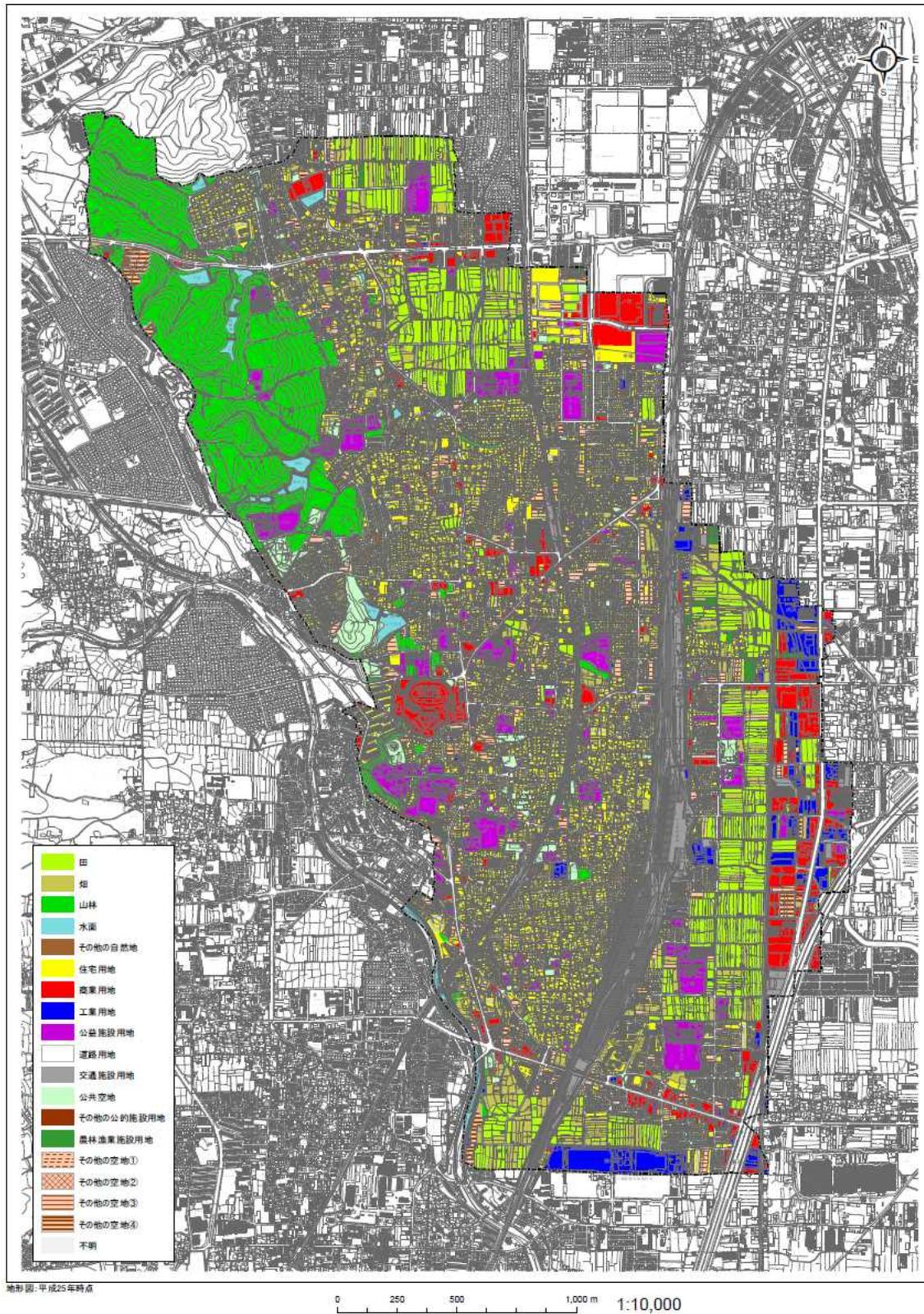


図 4 土地利用現況図

出典：向日市「都市計画基礎調査（令和元年度）」

### iii) 都市基盤施設及び市街地開発事業等

都市の骨格づくりに資する都市計画道路は、現在10路線あり、その中で北部の久世北茶屋線、東部の京都神戸線（国道171号）及び南部の外環状線等、市街地を取り囲む幹線街路については一定の整備が完了しているものの、市街地内を抜ける路線については、整備中又は未整備の状況にあります。このため、市街地内の幹線道路は狭く、歩道空間、緑化スペースがほとんど確保されていないのが現状です。

公共下水道(汚水)については、昭和49年から下水道事業に着手し、平成12年に整備が完了しており、現在は、予防保全型の維持管理を行っています。

公共下水道(雨水)については、京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業との連携を図りつつ、局地的激甚化する降雨にも対応するため、雨水幹線や貯留施設の整備を進めています。

一方、市街地開発事業は、これまで、大半が民間開発により市街化が拡大してきましたが、J R 桂川駅と阪急洛西口駅以南の両線に挟まれた北部地域において、土地区画整理事業が実施されるとともに、阪急京都線の連続立体交差化事業が実施されました。また、現在、森本東部地区及びJ R 向日町駅東側においても区画整理事業や市街地再開発事業が進行中です。

(2) 緑地及び緑化の状況

① 緑地の現況

i) 都市公園等の整備状況

都市公園としては8公園の都市計画公園を含めた44箇所、6.09haが整備されています(令和2年4月現在)。面積は310㎡～7,506㎡と小規模なものが多くなっています。

1人当たり都市公園面積は約1.1㎡であり、京都府全体での整備水準、約12.6㎡/人(京都市除く、平成31年3月)に比較すると低い水準にとどまっています。

その他の公園は、72箇所10,672㎡整備されています(令和2年4月現在)。

規模は大きなものでも300㎡未満で、大半が200㎡程度となっており、100㎡以下も14公園みられます。

整備年度は昭和40年代後半から50年代にかけて整備されたものが多く、古いものでは、整備から50年以上が経過しているものもあります。これらを含むと、市民1人当たり公園・緑地面積は約1.3㎡/人(令和2年4月現在)となります。

表 2 都市公園等整備状況(R2.4.1現在)

公園種別	箇所数	面積 (ha)	うち都市計画公園	
			箇所数	面積 (ha)
都市公園	44	6.09	8	1.82
その他の公園	72	1.07	0	0
合計	116	7.16	8	1.82

資料：公園交通課

ii) その他の緑地

都市公園以外の緑地では、農地・牧草地や山林・原野が多く、市街地部分にみられる緑地は、教育施設や厚生施設、公園・緑地、墓園などでその量は下表に示すとおりです。

表 3 都市公園等以外の緑地の量

単位：ha

区 分	市街化区域			市街化調整区域 ④	都市計画区域 ③+④=⑤
	人口集中 地区 ①	①を除く 区域 ②	小計 ①+②=③		
	水面：河川・湖沼・水路	2.31	0.43		
水辺：海浜・河岸・湖畔	—	—	—	—	—
山林、原野その他これらに類するもの	15.00	0.17	15.17	78.68	93.85
農地、牧草地その他これらに類するもの	11.74	6.21	17.95	95.99	113.94
社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	3.09	—	3.09	—	3.09
給排水その他処理施設等の公共公益施設付属緑地	0.24	—	0.24	2.09	2.33
遊園地、私設公園、私設分区分園その他これらに類する民営私設	—	—	—	—	—
共同住宅緑地、工場緑地その他これらに類する施設	—	—	—	—	—
学校、企業厚生施設その他これらに類する施設	7.02	—	7.02	4.73	11.75
林業試験場、農事試験場その他これらに類する試験場等研究所	0.27	—	0.27	—	0.27
合計	39.67	6.81	46.48	185.04	231.52

出典：向日市「都市計画基礎調査(平成15年)」

iii) 地域制緑地の状況

緑に関する法適用状況をみると、向日丘陵周辺(物集女町、寺戸町、向日町)の3箇所が都市の風致を維持するための制度である風致地区(西国風致地区)に指定されています。

指定は全国でも3番目に古く、当時としては先進的な取り組みであったといえます。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域が向日丘陵の生産竹林区域に指定されています。

しかし、市北部及び南部、東部にみられる水田地帯での指定はありません。

また、市街化区域内に指定される生産緑地は、指定当初から15箇所以上が指定解除されており年々減少傾向にあります。

緑の少ない市街地にあつては、その存在効果は大きく、今後は都市環境、生活環境、景観、防災、レクリエーション等の多様な角度から評価し、計画的な保全あるいは公園等としての活用が期待されるところです。

表 4 法適用の現況

地域・地区	名称等		面積	指定年月日		指定単位	根拠法
				当初	最終		
市街化区域			521.0ha	S.46.12.28		京都都市計画区域	・都市計画法
風致地区	西国	向神社	7.0ha	S.42.4.15	S52.4.1	京都都市計画区域	・都市計画法 ・建築基準法
		はり湖	5.5ha				
		西ノ丘	67.0ha				
農業振興地域			36.0ha	S.49.3.1		向日市	・農業振興地域の整備に関する法律
農用地区域			14.3ha	S.50.1.22		向日市	・農業振興地域の整備に関する法律
保安林			5.12ha	M.37.2.13	H.元.2.6	国	・森林法
地域森林計画対象民有林			89.93ha	...	...	京都府	・森林法
急傾斜地崩壊危険区域	南山急傾斜地崩壊危険区域		0.43ha	S.62.3.8	H.4.3.31	京都府	・急傾斜地法
宅地造成工事危険区域			200.0ha	S.43.11.5		京都府	・宅地造成等規制法
生産緑地			88地区 18.95ha	H.4.12.1	H.14.4.1	京都都市計画区域	・生産緑地法

※向神社(向日神社)

出典：向日市「都市計画基礎調査(平成15年)」に一部加筆

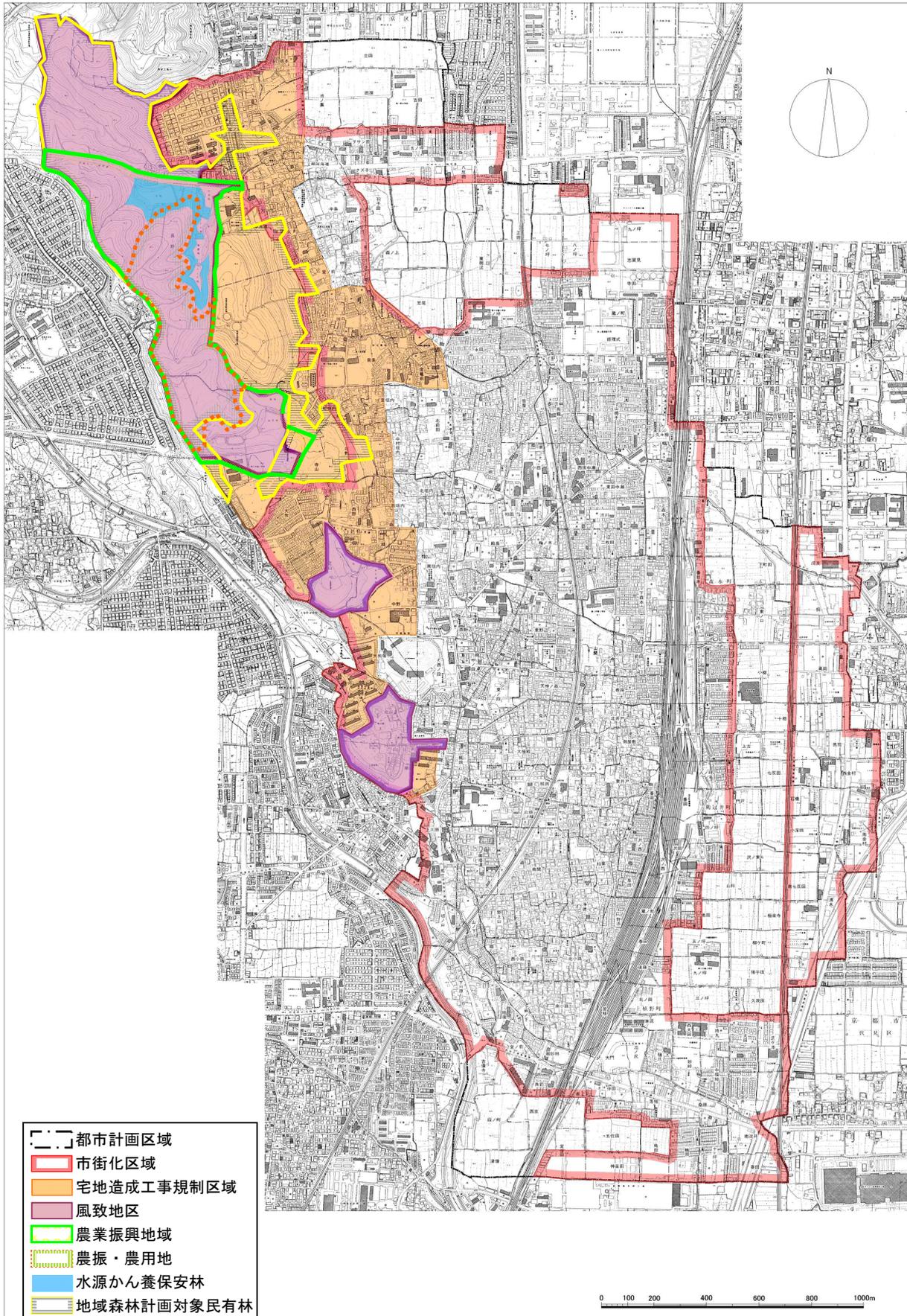


図 5 法適用の現況図

出典：向日市「都市計画基礎調査（平成15年）」

## ② 樹林分布の状況

本市の緑の現状を明らかにするため、樹林を中心とした緑被調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

### 【調査の概要】

- ・平成15年1月7日に撮影された航空写真（ビットマップ形式データ）をもとに、樹木の樹冠の範囲を1/2500基本図にプロットしデータ化（GISデータとして格納）。
- ・この場合、冬季の落葉後の写真であることから、できる限り写真を拡大し枝張り等の状況を踏まえたかたちで樹冠投影を実施。
- ・樹冠の最小規模は、25㎡程度（5m×5m）に設定。

調査の結果、全市で約2000箇所の樹林地（面積116ha）を抽出し、市街化区域の樹林率は6.6%、全市では15%と算出されました。樹林分布の特徴は以下のとおりです。

向日丘陵の樹林地が本市の唯一残された緑である。

一部道路で分断されるものの、向日丘陵の樹林（大半が竹林）が最大の緑であり、本市を代表する緑といえます。

地区ごとの樹林分布に大きな差がある。

向日丘陵の主要部を含む物集女地区が市全体の約6割を占めています。一方、東部の低地帯に位置する森本地区は全市の1%程度の樹林しかありません。

旧集落や古い住宅開発地に樹林が多い。

上植野地区や鶏冠井地区など、旧集落や古い住宅地で敷地規模の大きな市街地は、樹林が多くみられます。一方、森本地区や寺戸地区の東部住宅地では、樹林がきわめて少なくなっています。

市街化区域内では向日丘陵の残存樹林がまとまって残されている。

市街化区域内で残された一団の樹林地としては、勝山公園・向日神社周辺があげられます。

線的に連なる樹林が少ない。

街路整備が遅れていることやもともと狭い道路が生活道路として利用されてきた経緯があることから、街路樹等の線的に連続する樹林がほとんどみられません。

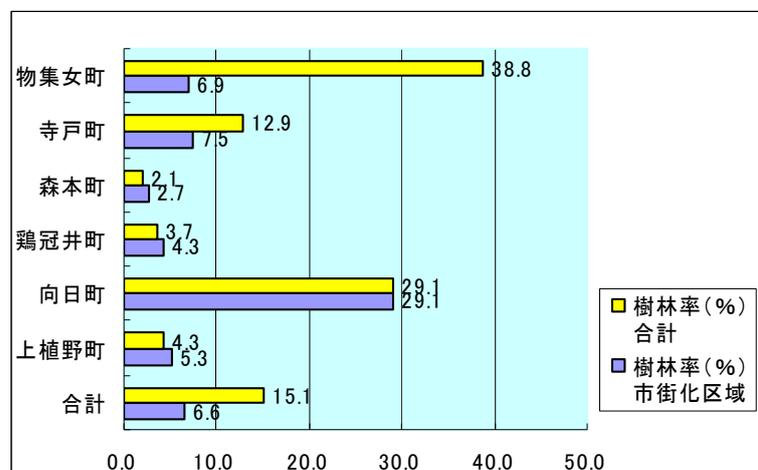


図 6 地区別樹林率

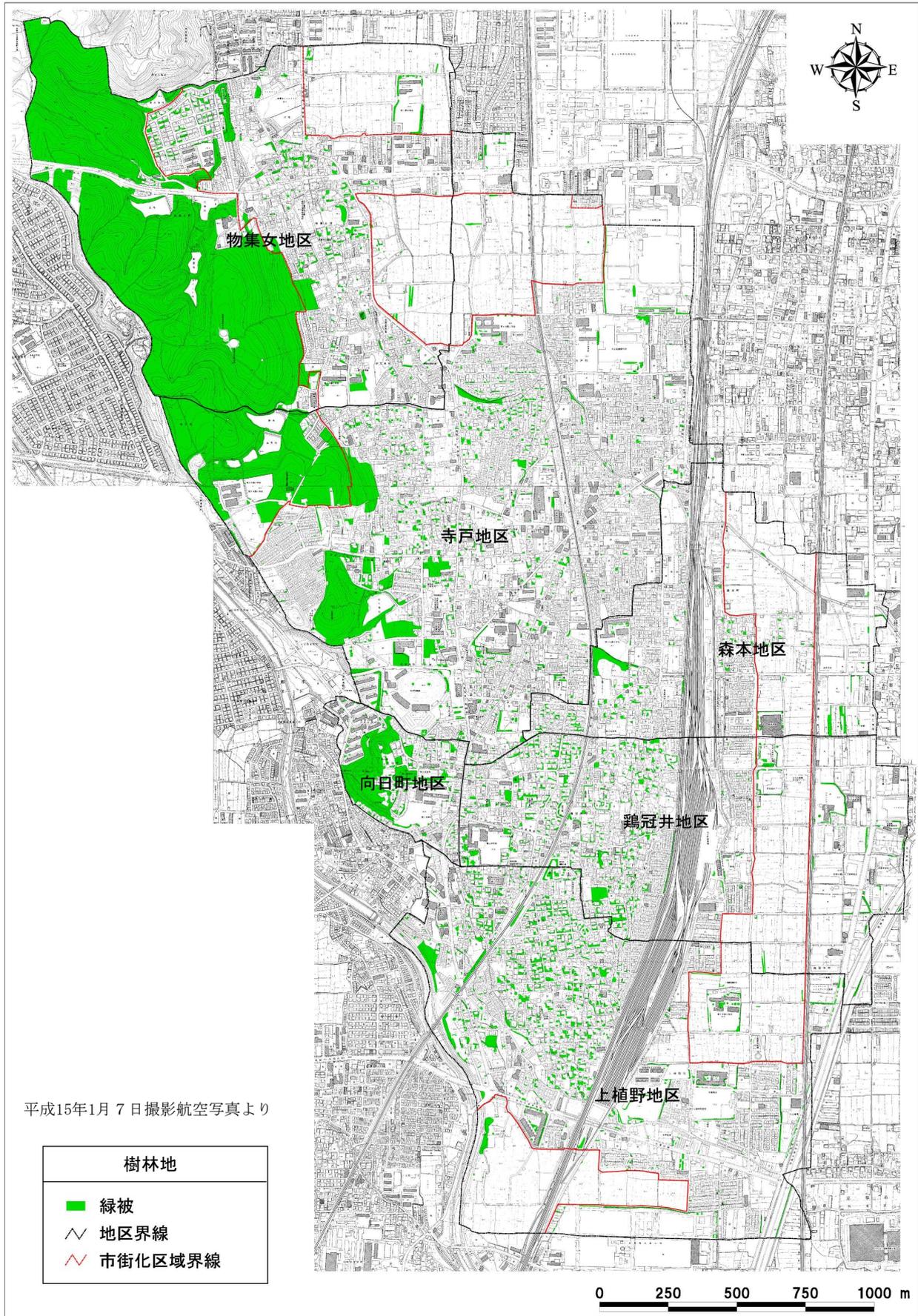


図 7 樹林分布図

### ③ 緑視状況

市街地内の緑の特徴を代表する地区（下表の7地区）を取り上げ、緑視率（道路を歩く人の視界に入る緑の量の比率）の現況を調査しました。

調査結果をみると、いずれの地区も緑が多いと感じられる25%を下回っていますが、向日丘陵に近いJ-2では、視界の遠景に借景としての向日丘陵の緑が入ることが多いことから緑視率が比較的高くなっています。また、旧集落であるJ-1では、宅地内の緑の量が緑視率を比較的高くしています。しかし、新興住宅地で宅地規模が小さなJ-3では、10%程度にとどまっています。このほか、商業地あるいは工業用途の地区では、緑視率はきわめて低いことが、明らかとなりました。

表 5 緑視率調査の概要

地域名	用途	位置	備考	緑視率
J-1	住居	鶏冠井町東井戸		15.1%
J-2	住居	物集女町出口		14.3%
J-3	住居	寺戸町二枚田		10.0%
S-1	商業	向日町南山	中央商店街	4.7%
S-2	商業	寺戸町初田	東向日駅	0.9%
K-1	工業	鶏冠井町西金村他	国道171号沿い	8.9%
T-1	調整区域	鶏冠井町上古		21.0%

#### 【調査方法】

調査実施日：平成17年11月13日（日）

撮影対象：地区の緑の状況を代表していると思われる道路を4線抽出。できるかぎり方向の異なる路線とする。

撮影方法：歩行者の目線（立った状態）で、前方に見通される道路の延長端が画面の中央にくるようにカメラを設定し撮影する。狭い道路では道路の中央で、また幹線道路では歩道から撮影する。

カメラ：レンズは38mm、デジタルカメラを使用。

処理：写真中の植物に覆われている部分を抽出し、写真全体に占める面積比を算出する。

#### 【J-1地区の代表的な 緑視の状況】



（緑視率29.2%）



（緑視率26.5%）

【J-2 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率16.7%)



(緑視率19.1%)

【J-3 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率6.6%)



(緑視率6.4%)

【S-1 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率0.1%)



(緑視率6.7%)

【S-2 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率0.3%)



(緑視率0.9%)

【K-1 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率9.2%)



(緑視率0.0%)

【T-1 地区の代表的な  
緑視の状況】



(緑視率10.0%)



(緑視率19.0%)

#### ④ 緑化の状況

樹林調査データをもとに、下表に示す施設についての緑化率（施設敷地内に樹林が占める割合）を算出しました。

これをみると、寺社、公園緑地は30%以上ですが、学校は4%ときわめて低い値となっています。市街地内に緑が少ない状況を加味するならば、こうした公的空間での緑の確保が課題といえます。

また、本市の街路緑化の状況をみると、都市計画道路牛ヶ瀬勝龍寺線における540m区間において、トウカエデやサクラが植栽されているほか、外環状線、久世北茶屋線の緑化がみられますが、街路整備の進捗が遅れている本市では、街路緑化のスペースが少なく、緑が少ないといわれる大きな原因にもなっていると考えられます。

表 6 公的空間の緑化(樹林率)の現状

区分	樹林率 (%)
学校	4.4
都市公園	37.8
寺社	33.3

※図7 樹林分布図より算出

### (3) 関連計画の整理

#### ① 第2次ふるさと向日市創生計画

第2次ふるさと向日市創生計画は、本市をより一層発展させ、全ての市民の皆さまが向日市のことを「ふるさと」だと思っただけのまちづくりを推進するため、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5か年を計画期間としています。

本計画の柱として、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つの施策を掲げており、今後本市が進むべき方向性を示し、それを実現するためのまちづくりに取り組むものです。

ふるさと向日市創生計画の施策の柱Ⅰ「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」において、公園緑地に関する取り組みを次のように定めています。

「歴史探索に利用できる公園整備」

#### ② 第3次向日市都市計画マスタープラン

令和2年3月に策定された「第3次向日市都市計画マスタープラン」は、令和12年（2030）を目標年次とし、第2次ふるさと向日市創生計画の施策を実現するうえでの都市計画部門を担い、「人が集う ふるさと向日」を都市計画の目標として定めています。

公園・緑地等の整備方針については、「本市固有の自然環境や長岡宮跡などの歴史・文化資源を活かしながら、ゆとりとうるおいのある都市空間を形成していくため、「向日市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備など都市緑化を推進するとともに向日丘陵などの既存緑地の保全並びに有効活用を図ります。」としています。

#### ③ 向日市歴史的風致維持向上計画

向日市歴史的風致維持向上計画は、本市固有の財産である歴史的風致を守り育て、未来へと引き継ぎ、将来の子孫のために70年後の長岡京遷都1300年へ向けた礎を次代に残すため、令和6年度（2024）を目標年次として、平成27年3月に策定されました。

「向日市の維持向上すべき歴史的風致」は次の6つとなっています。

- ① 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）
- ② 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）
- ③ 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目踊）
- ④ 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致
- ⑤ 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致
- ⑥ 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致

#### (4) 向日市の緑の特性と問題点

##### i) 市全体の緑

###### 特 性

- ・地形的には西側の標高35～80mの丘陵地部（向日丘陵）と東側の平地部に大きく分かれており、市街地からは向日丘陵の緑を望むことができます。
- ・緑地は市域全体の約32%を占めています。その内、市街化調整区域におけるものが市全体の8割を占めており、その内訳は農地や山林などがほとんどです。
- ・植生は、大半が市街化調整区域における水田と竹林で、稲作やタケノコ栽培などの生産のための緑となっています。
- ・市街地内の農地の多くは、住宅と一体になった小規模な畑や果樹園からなっています。
- ・向日丘陵やため池等に一部、自然が残されており、鳥類や昆虫類の生息の場となっています。

###### 問題点

- ・自然林やクヌギ・コナラといった二次林もほとんどみられません。
- ・生き物の生息域が開発の波のなかで狭まっています。
- ・竹林の管理が十分でないところがあるなど緑の荒廃化が進行しています。
- ・近年においても、市街地開発に伴う農地の転用などにより、緑は減少しています。
- ・住民意向としては、自宅周りの緑の量が少ないと感じている人が多く、自宅周りで増加している緑はとくにない、と感じている人が多くなっています。

##### ii) 公園・緑地の緑

###### 特 性

- ・本市の都市公園は、44公園、6.09haあり、1人当たりの都市公園面積は、約1.1㎡（令和2年4月現在）で、その他の公園と合わせても約1.3㎡/人です。
- ・古墳や遺跡と一体となった公園・緑地があり、市民に本市の歴史を伝えるオープンスペースとしても重要な役割を担っています。
- ・その他の公園は300㎡以下の小規模なものですが、自治会など地元で管理されている公園が多く、地域密着型の公園であるといえます。
- ・震災時の一時避難場所として、公園29箇所が位置づけられています。

###### 問題点

- ・都市公園の中には、地区・都市の顔となるような公園がほとんどない状況です。
- ・都市公園の整備水準は、市民1人あたり1㎡にやっと達した状況であり、その他の公園と合わせても、全国平均（10.6㎡/人）、京都府平均（12.6㎡/人）と比較して低い水準です（平成31年3月31日現在）。
- ・住民意向として、市内及び周辺においても屋外レクリエーションの場が不足していると捉えられています。

### iii) 向日丘陵一帯の緑

#### 特 性

・向日丘陵一帯の竹林は、向日神社やはり湖池周辺とともに「西国風致地区」に指定されているほか、農業振興地域農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林に指定されています。

#### 問題点

- ・向日丘陵も南部を中心に緑の分断化がみられます。
- ・丘陵周辺部まで開発の波が押し寄せてきており、緑地の減少がみられます。
- ・後継者不足などにより、竹林の荒廃が問題となっています。

### iv) 農地の緑

#### 特 性

- ・市域の北部、東部、南部には古くからの農地が整然と広がり市の特徴となっています。
- ・市街化区域内農地はほとんどが生産緑地に指定されています。

#### 問題点

- ・市域の北部、東部、南部に広がる農地は、主に市街化調整区域内に存在しているほかは農用地などの地域制緑地としての指定はない状況にあります。
- ・生産緑地に指定されている市街化区域内の農地は、後継者不足等により、減少傾向にあります。
- ・住民意向として、「田んぼや畑、果樹園」の緑は減少しつつあると考えられています。

### v) 市街地の緑

#### 特 性

- ・市街化区域内の緑被（樹林）状況は、社寺や公共施設付属緑地が30%以上、公園・緑地22%ですが、学校や広場・運動場などはあまり高くありません。
- ・市全体の緑被率（樹林面積の占める割合）は15%、市街化区域のみでは6%で、樹林は向日丘陵周辺、やはり湖池周辺、向日神社周辺に偏っています。

#### 問題点

- ・民間による小規模な開発許可が中心であり一体的かつ計画的な面整備はこれまで実施されてきませんでした。
- ・学校施設や広場・運動場などの緑化水準は、それぞれ4.4%、9.3%と低い状況です。
- ・市街化区域内の樹林率は6%程度と低い水準にあります。
- ・街路樹や河川などの線的につらなる緑が少なくなっています。歩道空間が十分でなく植栽スペースも限られています。
- ・住民意向として、「街路樹のある道路、並木道、緑道」が少ないと感じています。